

鳥取市契約規則及び鳥取市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第22号

鳥取市契約規則及び鳥取市建設工事執行規則の一部を改正する規則

(鳥取市契約規則の一部改正)

第1条 鳥取市契約規則(昭和39年鳥取市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「2部作成し、当該相手方とともに記名押印し、1通を当該契約の相手方に手渡さなければならない」を「作成しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、次条で規定する電子契約書を作成する場合を除き、契約書は2部作成し、当該相手方とともに記名押印し、1通を当該契約の相手方に手渡さなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(電子契約書)

第25条の2 契約書は、次に掲げる契約を除き、電子契約書(契約内容を記録した電磁的記録を作成し、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を行う方法で締結する契約(以下「電子契約」という。))による契約書をいう。)の作成をもって、当該契約書の作成に代えることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子契約によることが適当でないと認められる契約

第26条中「前条第1項」を「第25条第1項」に改める。

(鳥取市建設工事執行規則の一部改正)

第2条 鳥取市建設工事執行規則(昭和61年鳥取市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前2項」を「第1項及び第3項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子契約書の標準書式については、この限りでない。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 請負契約書(次項の規定による請負変更契約書を含む。)は、次に掲げる契約を除き、電子契約書(契約内容を記録した電磁的記録を作成し、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を行う方法で締結する契約(以下「電子契約」という。)による契約書をいう。)
)の作成をもって、当該請負契約書の作成に代えることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子契約によることが適当でないと認められる契約

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。